

(様式第2号)

要 点 録

平成22年9月13日作成

会議の名称	第11回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成22年8月23日(月) 午後2時~4時		
会議の開催場所	役場 地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員 沖委員、落合委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員 戸田委員、富家委員、中塚委員、中村委員、濱田委員、平井委員、福田委員 松田委員、松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 基本計画(案)について		
配布資料	なし		
審議等の内容	別紙のとおり		

第 11 回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成 22 年 8 月 23 日（月） 午後 2 時～4 時
場 所	役場 地階 第五会議室
出席者	出席委員 24 名、事務局等 5 名

開会

事務局 それでは、ただいまから、第 11 回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。本日、審議会委員 30 名のうち、24 名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 それでは案件 1 の基本計画（案）について審議に入りたいと思います。前回は 7 章 2 節までの審議を行いました。今回は第 3 節の健全な行財政運営から審議を進めたいと思います。

基本計画（案）第 7 章構想実現に向けて 第 3 節 健全な行財政運営
について説明（事務局）

会 長 それでは、ご質問ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 1 と 2 と少しダブるかも知れませんが、ご質問をさせていただきますので、お答え願いたいと思います。第 2 回の総合計画審議会の時に資料の 6 として財政状況の資料をいただきました。その資料に基づいて質問があります。この資料はあくまでも健全化前と言われているように現状で推移した場合の今後の見込みの数字が列挙されていましたが、今回、財政状況一覧表や健全化判断比率及び資金不足の公表がネット上でされています。その中で気になる数字がありますのでご質問したいと思います。一つは実質公債費比率について見込みの場合は、平成 19 年度が 17.5 パーセント、今回の決算で出ている数字は 12.7 パーセント、平成 20 年度は 18.4 パーセントが 13.5 パーセントとなっており、5 パーセント程度現実には改善された数字が上がっています。この差はいかなるものが改善ということで行われた結果なのか、今後この数字を出されるのであれば何を重点に行財政改革を進めていかれるのか、この数字について説明をお願いしたいと思います。

担当課 まず、一点目の実質公債費比率ですが、改善というよりも、今回示している数字は決算の数値で前回は見込みの数値です。見込み数値と実績の中には金利動向も入ってきます。また、町が借金をする額も見込みの時点ではある程度予算ベースなどで入っていますが、実際に借入れをする場合、工事であれば予算ベースでは最大の数字が入っており、これが入札などによって工事費、事業費が下がり、その財

源として借金をするというかたちになるため、予算で最大の見込みをしており実績として落ちる可能性はあります。もっと細かい話として事業の中には単年度に終わらない場合があります。翌年度に繰り越しの場合は事業費も繰り越しになり、借入れ時期も後ろになるという減少もありますので、金利動向やその年度の事業費が変動しているという部分が大きな原因になろうかと思えます。財政収支見通しをつくる上で金利は今のところ3パーセントを見していますが、実際のレートはその半分ぐらいになっています。金利はすぐに上がる可能性もありますし、インフレになれば経済理論から言えば金利は上がるということになります。実質公債費比率を下げるということの究極は借金をしないということになります。ただ島本町は人口が3万人で、その3万人の分母で事業をやっていかなければなりません。実際にインフラ整備をする上ではどうしても借金をしないとできません。借金をしなければここまでこられません。ですのでできるだけ指数が上がらないように事業そのものの平準化をしていき、借金の支払いも平準化することが非常に大事ではないかと考えています。

委員 行政運営の効率化というところで、基本的な課題として「自主財源としての安定した町税の確保が必要となります。」と書いてありますが、国全体で考えると地方交付税というものがそれぞれの地域で税収の変動があった場合、国としての最低限を補償する財源補償としての地方交付税という制度があります。これについて実際には国の三位一体改革のもとで結局は地方交付税が減らされた経過があります。このようなことを考える時に国に対して地方の環境や生命財産を守るために必要な仕事をしなければならないということで、要求すべきところは要求し、国に対しても大阪府に対しても言うべきことを言うという視点も必要ではないかと思っています。例えば、身近なところでは阪急水無瀬駅のバリアフリー化工事が進められています。結局12億円のうち3分の1ずつが事業者と国と地方で分担するということになっていますが、島本町と大阪府で4億円を負担する時に、大阪府は財政が大変なので2600万円しか負担しないが、必要であれば島本町で負担せよということになっています。このようなことについても大阪府に対してきちんと世間並みの負担を求めていかないと、島本町だけで何も切り盛りすることは当然限界があると思いますので、このようなことについても一定触れる必要があると思います。

担当課 総論で言えば今の質問は国や大阪府に地方の財源基盤の強化を求めることと、事業費についても同様にとということでしょうけれども、毎年、大阪府の次年度の施策並びに予算に関する要望を毎年出しています。大阪府を通じて国にというパターンもありますが、その中で、いろいろな項目で地方の苦しい財政状況を鑑みて支援をしてほしいという内容をいろいろな方面から投げかけています。言われたような具体的な事業は島本町だけの問題なのか大阪府として国に投げかけるのかという切り分けも必要ですが、町村会の行財政部会というところで大阪府に対して地方の

財源確保を投げかけています。バリアフリーに関しては大阪府の要綱の中に書かれているということで、確かに言われるように補助金が出ればそれだけ地方として島本町も助かるのですが、それについて口頭で要望しましたが、難しいということで最終的には要綱通りの補助になっているのが現状です。

委員 一定の努力をしていることを言われましたが、そのようなことをこの基本計画の中にもうたう必要があると思います。そのようなことが全く無関係に財政がまわっている訳ではないので、やはり島本町が大阪府に無茶なことを言っているのではないので、当たり前前のことを当たり前前のこととして言っていることについて、きちんとここに書かないとそのようなことがあるのかないのかわからないという状況認識の元で進めないと、財政運営は根本から上手くいかないと思います。

会長 より具体的には、どの部分にどのようなことをという意見はありますか。ここでの書き方は一定の財政基盤があることを前提にして、町でできることは町で済ますという書き方には基本的にはなっています。それに対してご意見は、国や府に対しても財政基盤についてもう少し地方が上手くいくように考えてくれということと言うという指示だったと思いますがどのようにいたしましょう。

事務局 先ほども少し説明いたしました。例えば国や府に対する予算要望ということで毎年大阪府の町村会を通して国や大阪府に予算要望をさせていただいています。特に行財政基盤の充実強化という部分で財政基盤の確立によって様々な施策の実現ができるということもありますので、今のご意見を承りますと、例えば施策の3点目に健全な財政運営という項目があり、限られた財源を有効活用する中で優先度や費用対効果、住民満足度を向上させる施策を推進するためには、財政の健全化を確立しなければならないということもありますので、国や府に対しての要望は実際にやっていますので、3点目の部分で今後とも地方分権の推進にあたっては、地方税の税財源の移譲も含めた要望を引き続き実施するという文言を少し入れさせていただいたらどうかと考えています。

会長 この件はそれでよろしいでしょうか。それではその他にありましたらお願いします。

委員 これは質問の部類に入るのですが、今、地方分権の確立という話が出ましたが、昨年の11月に政府の内閣府の中に地域主権戦略会議が設定され、ご存じのように大阪府の知事がメンバーに入られています。要は地域のことは地域でできるだけ住民と協議をしながら決めていくシステムをつくらうということが主旨で、特にその中で、交付税について地域主権を確立するために、国から地方へのひも付きの補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするという方針で検討が始まっていると聞いています。その主要内容の地域戦略大綱というものが6月に閣議決定されており、概ね平成24年の夏までに具体的な地域主権推進大綱を練り上げていくと出ていますが、このあたりについて今後、大阪府や町でどのような対

応をしていくのか、動きがあるのかあれば教えてください。

担当課 一括交付金についてお答えしますが、一括交付金については内閣府の副大臣から意見を求められて回答しています。全国の団体が回答したかどうかは定かではありませんが、島本町では回答しています。その内容は、一括交付金は何でもというかたちですが、例外として福祉関係などがあります。町が要望したのは従前配分されていた補助金が一括交付金になるというシステムですが、従前の補助交付額を下回らない、いわゆる減らないように配慮してほしいということが第一点と、少子高齢化の進展によって扶助費などの社会保障の部分の増加が避けられないことが考えられていますので、義務教育や社会保障に対応する部分については、地方の部分だけが增加することのないよう国の責任において総額の確保に努められたいという二点を副大臣に要望しています。それから、現在は要望した中でどのような集計が国の方でされたのかわかりませんが、当初より若干トーンダウンしているような気がします。詳細については我々にはまだ来ておりません。現在はそのような状況です。

委員 それに関連しますが、前回の会議でお聞きすれば良かったのですが、行政運営についても関わってくることで、かなり国の事務を地方に移管したいということでこれは始まっていて、島本町も大阪府から出された条件によっていくつか移譲を受けていると思いますが、総務省のホームページで見た内容によりますと、概ね人口30万人程度の基礎自治体が地域の事務を地域で担うということを考えられているようで、当然規模の小さい、条件の悪い自治体ではそのような幅広い専門的な知識が必要なものに対して、なかなか地域では手に負えない部分も出てくるであろうと思われ、それに関しては市町村の連携や都道府県との連携を強化して、そのようなことにあたってほしいということを検討することが出ていますので、特にその経過をよくフォローしていただければと思います。土地利用の関係で都市計画法も見直しの検討に入っているということで、若手の都市計画を勉強している人達が自主的に勉強会を開催し、いろいろな提案をいろいろなところで始めているようです。機会があればご紹介したいのですが、例えば市街化区域内の農地がそのまま農地から宅地に転用できなくて、相当広い範囲にまたがって残っているところがかなりあるということで、そのあたりの有効策についてもかなり提案が出ているようですので、そのあたりについても幅広く検討されているようですので、そのあたりもフォローしていただければと思います。具体的に基本計画の中で見たのですが、内容的には盛り込まれていますので、内容を付加することは私としては不要と思っています。

会長 その点について考慮いただくということでもよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員 第四次の総合計画を仕上げていく部分で、健全な行財政運営という項目が一番大事な部分ではないかと思っています。項目的に書いてあることに何ら疑義はない

のですが、私の思いとして考えなければならないことは、行財政の運営のためには
税収をどれだけ上げることができるのか、またどのようなかたちでそれを上げてい
くのか、それが一番基本的な大きな問題になっていくのではないかと感じています。
そこで税収を上げるということは一番大切なことは人がたくさん町内に住んでも
らうことが大きなポイントではないかと思えます。人が島本町に住んでいただくた
めには何をしなければならないのか。もっともマンション建設などもあります、
もっと大切なことは島本町内の企業さんがもっと多くの人を島本町に住んでもら
う仕組みがあるのかどうか。その点はわかりませんが、町として働きかけをされて
いるのかどうか、それがまず一点。もう一つは島本町の企業さんが何社かありますが
、もっと多くの企業さんに来ていただくためには、そのような手立てが町の行政
の方でされているのか、これが二つ目の問題かと思えます。例えば、良く聞く話で
すが、タウンプロモーションと言いますか、企業に対して島本町の行政が働きかけ
を行うということが企業を誘致する上において一番大きなポイントではなかろう
かと思えます。タウンプロモーションを考えてみますと、これは行政が自分のとこ
ろのまちの良さをどのようなかたちで企業に宣伝されているのかどうか、そのよう
な動きがあるのかどうか企業が誘致する上においては大切なことではないかと思
います。そのためにはいろいろな事がありますが、例えば企業を誘致するためには
税の優遇措置などの方向はとられているのかどうか、そのようなかたちの動きの中
にそのような項目があるのかどうか、これが一つ。もう一つは、島本町の中で誘
致場所と言いますか、そのような場所を既に決定されており、それについてどのよ
うなかたちで各企業に宣伝されているのかどうか、島本町は名神の大山崎インター
もありJRもあり、阪急電車もあるといった交通の便利な箇所ですので、この箇所
をもっともっと利用しない手はないのではないかと感じています。最後に申し上げ
たいことは、この行財政をしっかりとやった上で、税金をしっかりと取れるような仕
組みをつくるのが島本町の今後の総合計画を進める上で大きなポイントになる
のではないかと感じています。内容的には各項目はそれなりに読ませていただいて
十分かとは思いますが、個々の細かい部分で考えてみますと、そのあたりのところ
も少しは具体的に考えておいていただければと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。町内には企業がたくさんありますが、社
員の方に住んでいただけるような働きかけという話がありましたが、現在、制度的
にはやっていませんが、町内の企業でも何社かは社宅をお持ちで、中にはそのまま
住んでいただいているかたもいらっしゃいます。ただ、住民委員会が企業さんにア
ンケートをされたものをかなり以前に見せていただきましたが、その方々は町外か
ら通勤されている方ですが、島本町に住んでみたいかという質問に対して、確か住
みたいという比率がかなり少なかったと記憶しています。今言われたのはまさにそ
のような方が島本町の魅力を知らない、行政が十分発信できていない部分もあるの

かと思ひ、そのような部分が足りないと思っています。企業誘致の関係では今回の基本計画の2章の10節、お持ちの基本計画の20ページに商工業の振興という項目があります。この中に④として企業立地の促進という項目がありますが、今回の基本計画で新たに設定した項目として、本町では税制の優遇措置などについてこれから積極的に検討を進めていかなければならないと思っていますが、そのあたりの推進について④の企業立地の促進ということで、優遇措置の情報なども収集し、環境づくりや制度の検討を進めて、多くの方に住んでもらい企業にも来てもらうということを積極的に進めていきたいと考えています。

委員

大きくは二点あります。一つ目は、行政評価システムのことです。第三次の総合計画の中では、「行政評価システムの導入」となっています。それが今回は「行政評価システムの推進」となって、導入からさらに進んで効果的な運用と変わっています。そもそも行政評価システムとはどのようなもので、そしてこの間にどのように活用されてきたのかご説明いただいてここについて見たいと思っています。二つ目は先ほどとも少し関連しますが、私は企業を誘致することや人口を増加させることは必要だと思いますし、また、まちがそれに関して持っている優位性は否定しませんが、例えば、税収のアップに人口を増やすという点、これは今年生まれる人数の方がそのまま20年後の人口になる訳で、20年後の人口は確実に読める訳です。途中で増えるということはありません。その中で日本の人口の総数は確実に減ります。人口を増やすということよりも、一定の人口の枠組みの中でいかにして行政の運営をしていくかということが全ての自治体が問われていると思います。これは首都圏を除いて大阪も含めて問われていると思います。それともう一つは企業の誘致、来ていただければありがたいのですが、企業は島本町の場合は景気に左右されない企業が多く、本質が見えにくいのですが、今、企業はいずれも非常に大変な思いをされている、新たな投資でどこかに誘致を受けてということは厳しいと認識しておく必要があると思います。そのようなことを踏まえますと、文言の中によく出てくるのですが、財源の配分という言葉があります。しかし、その財源の配分というのは負の配分、つまり痛みを分かち合うということが行財政改革であると私は感じています。以上のことを述べた上で申し上げたいのは、第四次行財政改革プランが平成21年度で終わります。第五次についての記載が必要ではないかということが一点。もう一つは行財政評価システムの導入から運用に変わったというあたりの説明が記載として必要ではないかと思ひ、この二点についてお願いします。

事務局

まず一点目の行政評価について、行政評価とは何かということを簡単に説明します。今ご指摘のように、第三次総合計画では行政評価システムの導入となっていました。当時は行政評価システムが本町では導入されていませんでしたので、そのような検討を行い導入するという目的でした。現時点では一部導入し運用させていただきました。この行政評価システムは本町の事務事業を見直して、改善できるも

のは改善、廃止すべきものは廃止、推進するものは更なる推進しようということで、職員の中でそのシステムを検討し、平成15年には試行的に一つの係で1事業、合計47事業の事務事業の評価を行いました。平成16年と17年にかけて全事務事業の洗い出しを行い、合計で486事業の事務事業の評価をしました。その中では一部廃止した事業もありますし、見直しをした事業もあります。その後、PDCAサイクルとして順番に回していくものですが、この評価の表の書き方などが大変な部分がありますので、そのあたりを改めて見直しということで、現時点ではあり方も含めて見直しをしています。先行している自治体では事務事業の上位にあたる施策や政策の評価を行っている例もありますので、そのあたりも島本町でどれだけできるのか検討しないとイケませんし、評価のあり方として現在は町の内部で行っていますが、先行しているところでは外部評価をされているところがありますので、そのような部分が本町でどれだけできるのかという部分も検討し、さらに行政評価自体を推進していきたいということで今回の基本計画には書かせていただいています。簡単に言いますと国の方の事業仕分けなどもされていますが、その町版といったものです。

事務局

続いて二点目のお尋ねですが、第四次の行革プランは21年度で終了しています。平成22年度から新たな行革ということになります。現在、第四次を踏まえて第五次となりますプランを素案としてまとめております。今後、パブリックコメントを実施し引き続き行財政改革を推進していくという計画もあります。具体的には現段階でどのような表現が良いのかわかりませんが、基本方針の中で「今後とも新たな行政課題に対応し」ということで、引き続き不断に行財政改革を推進する必要性があるということで、この基本方針の中にそのような主旨の文言を少し追加させていただきたいと考えています。

会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

つまり第五次は素案作成中なのでここには文言は記載しないが、引き続きという表現にしていくということでしょうか。それでよろしいのでしょうか。私も判断しかねているところです。

事務局

現行計画の第四次が平成17年度から平成21年度の5か年計画となっていましたので、21年度が終了し、実施できたもの、まだ実施できていない未着手の項目もあります。それに新たな改革も加えて、現在第五次のプランの素案ということで今後パブリックコメントを実施する予定です。第四次の次ですので順にいきますと第五次のプランということになりますので、そのような第五次のプランに向けて検討中ということとは言えるのではないかと考えていますので、基本方針の中で第四次に続いて積極的に第五次のプランを推進するというので、第五次という表現が良いのか第四次の改訂版になるのかについては一度検討させていただきたいと思いますが、そのような表現で文言を追加していきたいと思っております。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 行財政改革について一点お尋ねします。税金を増やすという面から考えますと、島本町の職員の採用について町内にお住まいの職員さんより他から来られている職員さんの方が多いのではないかと考えているのですが、現在、どのような割合で島本町に住んでいる職員さんがいらっしゃるのでしょうか。これは住民さんからかなりお聞きしていますが、報酬ひとつ、また退職金ひとつにしても、相当島本町から外に持って行かれているのではないかというお声もいただいています。ある程度職員を採用する場合町内在住が何人という計画があってもよいのではないかと考えているのですが、税金に関係もしますので、その点、お尋ねしたいと思います。

事務局 ただ今のお尋ねですが、職員の採用の状況については以前は町内在住の職員が多かったのですが、近年は町外からの職員採用が増えてきていることは実情と思います。確かに指摘の通りで、税に関わり住民税や固定資産税、また退職金にかかる税金もそうですが、やはり町内の職員が町内で税を納めていただくことが理想型ではありますが、職員採用については本町では、一次試験、二次試験、三次試験ということで難関をくぐって採用をするかたちになっておりまして、町内在住で別枠でということも考える必要はあるとは思いますが、第一義的には採用試験というものが、公平公正に選考するための一つの手段として制度として取り入れていますので、言われる主旨はよくわかるのですが、町内在住で何人という計画枠をつくることは検討が必要ではないかと考えています。その必要性については十分感じていますが、そのような中でできるだけ町内在住の職員を採用し、災害等への迅速な対応も考慮しながら職員採用を進めていく必要があるとは考えています。

会 長 いかがでしょうか。

委 員 検討課題という発言でしたので結構です。

委 員 この第3節はこの通りで、異議を挟むことは何もないのですが、現職員 239 人の体制、非正規も入れると 700 人前後の職員で、いろいろな計画ものがあります。例えば都市計画マスタープランや育成計画、環境、男女共同参画などの仕事が例え 4 年間にしろ、本当に時間をかけて検討したことができるのだろうか心配しているところです。まして、昨今このような財政の問題で大阪府をはじめ厳しい状態になってきて、小さな市町村は置いてけぼりをくろうという状況の中では、もがけばもがくほどしんどくなってこないのかという気がしてなりません。しかし、一旦決めた以上はやっていかないといけないという性格を持っていますが、本当のところこのような大事な問題を時間をかけて検討し、これが果実を結んでいかなければならないけれども、そのあたりは並々ならぬ努力が必要ではないのかという気がしてなりません。前回は申し上げましたが、人員の削減などで効率化をしていくことは良いのですが、そのためにルーチンワークすらできなくなってしまうと、仏つくって魂入れずということになりかねないので、何か総合計画というものを計画しながら

ら、これで本当に上手くできるというところの決意と言いますか、どのセクションで何をしようというところまで詰めておかなければならないという気がしてなりません。是非実現できるような考え方を示していただきたい。

事務局

町の将来にわたっての貴重なご意見をいただきました。いろいろな項目でこれまでもご審議をいただきましたが、第7章の第3節にほとんどが集約されるのではと考えています。健全な行財政運営の中では、まず、住民福祉の増進を図ることが第一義的な自治体の役割ですので、そのためには様々な施策を積極的に推進していかなければならない、そのためにも当然、財政基盤の確立が必要になってくる、そのための健全な行財政運営を考えていく中で、最も重要な項目になってくると考えています。そのような中でただ今の時間をかけてしっかりと検討する必要があるというご指摘はその通りであると私も考えています。今後、効率的な財政運営を図っていくためには、ただ削減するばかりではなく、やはり地方自治の本旨ということで、前回の審議会でもご意見をいただきましたが、団体自治、住民自治、補完性の原則、これをしっかりと果たすようなシステムが重要であるのではと考えています。その中で補完性を十分発揮することによって、例えば人員の縮減が図れるのではないかと考えています。有効的な連携を図ることによって効率的な行政運営が図れるといった事務事業を推進していく必要があると考えていますので、今回の第四次の計画としては重要な時期を迎えているとも考えていますので、ただ今のご意見を踏まえて形だけでなくこの中身をしっかりと実現できるような総合計画の基本計画と、そして今後実施計画が非常に重要になると考えていますので、そのような意味では今後とも基本計画について最終的なご審議をいただいた上で、実施計画で具体的な施策を推進してまいりたいと考えています。

会 長

他にいかがでしょうか。

委 員

1の行財政改革の基本的課題の表現の方法で、「積極的に行財政改革を推進してきました。」とありますが、第三次総合計画に係る施策の実施状況で実施内容が書かれています。ただこれ以外にまだまだ多くの行財政改革の推進項目があったはずで、それが先送りされている、あるいはまだ実施できていないという状況で、この文章の中で「積極的に」と表現されているのは非常に違和感を持ってしまいますが、いかがでしょうか。

事務局

「積極的に行財政改革を推進してきました。」という部分で、ご指摘ではまだできていない部分もある中で、このような表現はどうかということでしたが、これは全般的に積極的にそのような取り組みをしてきたという意味合いを込めて、町がそのような気持ちを込めてやったということを書かせていただいています。全て100パーセントの実施状況ではありません。これについては先ほども申しましたように第五次で引き続いて実施していこうということに継続するかたちにさせていただいています。「積極的に」というのはそのような意味合いで書かせていただい

ています。

委員 第四次行財政改革プランで申し上げますと、平成 17 年度から 21 年度までに実施されなければならないということで、確かに第五次行財政改革プランにスライドしているとは思いますが、ただ実際には計画は平成 21 年度までに実施なのです。それができていないということは「積極的」というのは、これはまずいのではないかと思います。

会長 表現方法は考えていただいて、積極的にという言葉を生かすかどうかですが、「積極的に」を生かすとすれば成果自体ではなくて、取り組んできたというのは確かだと思います。そのような表現の問題だと思いますので、どちらに重点を置くのか、積極的にプラス側の成果が出てきたという表現なのか、取り組みがそうであったのか。

委員 確かに行財政改革プランには議会を通さなければならない問題もあると思います。本来なら成果が結果につながらなくても例えば議会に提案されるなどすれば、行政の積極的な姿勢と見えるのですが、それすらも出されていない項目が結構あります。そうするとこれについては積極的とは言えないのではないのでしょうか。民間であればこれでは到底通らないことだと思います。

事務局 ご指摘の通りだと思いますが、「積極的に」という考え方はいろいろあります。取り組み姿勢として積極的に取り組んでいますが成果が表れていない場合は「積極的」ではないのではないかとということですが、行政側としては、このような必要性があるのでそのような提案をすべきという状況ではあると認識していますが、総合的な行政の運営を推進する上での基本的な指針として情勢判断があります。提案すべきかどうかということも含めて総合的な情勢判断が入ってくると思いますので、そのような中で実質として提案できなかったということもありますが、取り組み姿勢としては積極的に推進してきましたが、結果として成果が出ていない項目もあります。そのようなことも含めて第五次に改めて踏襲していくような計画になっているわけですが、今のご指摘を踏まえまして少し表現について検討させていただきたいと考えています。

会長 そのようなことで、厳しいご指摘といいますか厳しい評価があるということも踏まえて、例えば「積極的に」というのを「今後も」のところの最後に持つて行くということも考えられます。いずれにしても、そのような評価の声があるということも踏まえて、もう少し表現を考えていただければと思います。他にご意見はいかがでしょうか。

委員 一点教えていただきたいのですが、62 ページの基本方針の下の 2 行目ぐらいに「財政再建化に努め計画的な行財政運営を推進します。」と書かれておまして、恐らく「計画的に」というのは、この総合計画を含めてこのような計画に基づいて方向性を決めてこれから取り組んでいくことになると思うのですが、この総合計

画の下位計画として実際に施策を書かれている計画が何十もあるとは思いますが、先ほど行政評価システムとして事務事業等については評価をしていっているということですが、この総合計画なり下位にあたる基本計画のようなものの点検や評価、改善など、そういったPDCAサイクルを回す上でどのような方法で回していくのか教えていただきたいのですが。

事務局 本町では先ほど申しあげましたように事務事業評価というかたちでやっております、行政評価の中でも総合計画の実施計画に含まれている事業の評価をさせていただいています。ただ、政策、施策の部分で個別に評価しているところまでは至っていません。

委員 各計画の評価というのは事務事業の評価をしている中で計画は何十とあります。そのような計画の評価はされていないということでしょうか。

事務局 各個別の計画書の内容についてということでしょうか。

委員 恐らくこの総合計画があり、その下に都市マスなどの計画があり、さらにその下に計画があるのかもしれませんが、そのような計画の中でも目標等がそれぞれ定められていると思いますが、そのようなものの評価はされているのでしょうか。

事務局 個別事業の評価ということで、総合計画の下には何十という計画があります。その中で事業実施している例えば先ほどの阪急水無瀬駅のバリアフリー化の例がありました、バリアフリー化の事業の結果がどうであったのかというふり返りの評価という方法もありますが、それと今回の行政評価システムは少し意味合いが違っていると思いますが、個別の事業に対してのふり返っての事業評価、費用対効果も含めた視点での評価は個々には行っています。

会長 他にいかがでしょうか。また、全般にわたっていかがでしょうか。

委員 63 ページの最後の4、町有財産の有効活用というところで意見を述べさせていただきます。「未使用または低利用の財産については売却も含めた活用方法を検討します。」と新たに加えられています。先ほどから税収アップ、人口アップ、企業誘致という話がありましたが、これは戦略としては絶対必要だと思います。けれども、その中身は高度成長期時代、右肩上がりの時代とは違うものになってくると思いますが、基本的には戦略としては必要。けれども諸先輩方を前に申し訳ないのですが、まつりごとはそもそもリスクの分散、そして大きな意味での助け合いだと思います。大きな枠組みの中での助け合い、税収をアップして人口を増やしてと聞いていると、年貢を納めよ納めよという何かお代官さんじゃあるまいしと私は思ってしまいます。その一方で、そう言いながら町有地、つまりこれは住民の財産なのです。これを売って財政を健全化しよう。これは非常に正しいようでいて、私的には非常に危険、本末転倒という感じが否めません。遊休地といいますか土地の有効活用に関して売却も含めた活用というのは、現時点では私は反対です。なぜならば、体育館、町営プールなどは土地を借りています。やがて必ずそういったものを総合

的に見直す時に、あるいは今ある学校校舎、それから役場庁舎の老朽化など様々に問題になってくる中で、弾力的に総合的に長い目で見てまちの建物を総合的に計画して見直す時に、立地条件の良い遊休地がなければ非常にぎくしゃくした計画しか立てられません。確かに今財政は厳しいですけれども、島本の財政力はそんなに悪いわけではない。借金も多いです。けれどもこの借金はこれ以上しなければ必ず返せる時が延びたとしても来るといった中で、土地を手放してしまうということは、町民の財産を手放すということ、それは非常に危険ではないかということをお願いしたいです。表現として、またこの4番に関しては非常に慎重にならなければならないと思います。皆さんのご意見はいかがか、是非聞かせていただきたいと思いません。

担当課

4番目の町有財産の有効活用についてですが、これは第四次の行革プランにもありました。町は第四次の時に旧の町営住宅が5か所点在していましたが、水無瀬川緑地公園の横に集約されたということで跡地を売却したということがありました。言われる部分の今後についても、利用のない土地については国の方でも、地方公会計制度の中で一定の遊休地の整理をする表現があり、企業でも行われていますが、特に銀行などでは国際基準であるB I S規制というものがあり、いわゆる自己資本比率が8パーセント以上だったと思いますが国際業務ができなくなるということから、競って社宅などを売って不良債権の引き当てをしたということで、結局はバランスシートを縮小するやり方です。国の方もそのバランスシートを縮小するやり方を現在進めています。地方もそれにならってということ言われています。未利用地は島本町が持っている限り税金は一切入ってきません。法的には人的非課税といいまして入ってきません。それを民間に売り渡すことによって未来永劫固定資産税が入ってきます。その違いがあります。ですので一時的にキャッシュが手には入って未来永劫もキャッシュが手に入るということが理論的にはなりません。今回、新たに行革の中でもそのような未利用地を売却してそのお金で長期債務を返済するかたちでバランスシートが縮小することになりますが、それを行うことによって未来永劫の収入が手に入り、未来永劫の支出が削減できるというシステムを国の方も地方に推奨しています。それが究極の売却という部分ではそうなりますが、それ以外にも遊休地の貸し付けなどによって、少しでも自主財源が増えれば住民の施策にも還元できるという思いもあり、今回新たに入れさせていただきました。

委員

今の町有財産の有効活用の件ですが、島本町にどの程度そのような財産があるのか私はわかりませんが、とにかくこれを見ていると最近経常収支が100パーセントを超えていると島本町はなっています。その中でいろいろな遊休地を持っているとコストもかかってきますので、言われたように島本町が持っている限りは固定資産税が入って来ないなどの問題もありますので、全て公共的な土地を持っていないということではなく、ケースバイケースで必要なものは持たなければ

ばならないし、島本町でその土地を処理できずお荷物になるようであれば民間活用していくということが本筋であって、やはりケースバイケースでやっていくのが良いのではないかと私は思いますので、この原案が良いのではないかと思います。

委員

今言われた意見を私も先ほどから考えていましたが、私個人の意見としても正しいと思います。と言いますのは、今現在、町有地の中で活用されていなくて、何処の土地というかたちのもので、しかも十分活用できる場所がたくさん見受けられます。たくさんと言ってもそれほど多くないのですが、それを有効的に活用することを現在のような島本町の財政下の中においては是非必要と思います。一般家庭の中で考えてもわかるのですが、100坪の土地を持っていて財政が逼迫した時に、それを20坪売って現状を切り開いていき、やがて上向きになった時にもう一度買い戻すということは当然行われて良いことですし、単純に考えていけることだと思います。要は3節の健全な行財政運営の中で行財政改革は余分なもの、いらなもの、将来にわたってこれは必要と思われるものなど、切り捨て加えていくという業務だと思います。それから財政運営の効率化に関しては、あくまでもここに書いてあるように地方税の財源確保が最優先ということで、これは行財政に関わっている方々、議員さんも含めてですが、当然、大阪府なり国にそのような逼迫した情勢をきちっと筋道を立てて訴えていくことによって確保していく、ということがこれから先は何より大切で、一方で我々住民としては自主財源について努力していかねばならない点だと思います。したがって、安定した町財政を確保していくためには、現存の状態ではなくて現在の島本町の財政状況から考えると、プラス何パーセントかの住民に対する負担も当然起きて然るべきと私は考えます。もう一点は、一方でそう言いながら非常に矛盾したことを言うのですが、財政運営の効率化の中の自主財源の安定的確保は、先ほど事務局からもありましたが、福祉関係に対するいろいろな手立てをしなければならず、これは大きな柱という意見があったと思いますが、ここに「安定した自主財源を確保するために受益者負担の適正化を図る」とあります。これは先ほど申し上げましたように、ある程度はやるべきだと思います。けれども、そのことによって島本町に住んでいる方々が本当に住めなくなるという状況はつくってはならないと思います。そのあたりで受益者負担の適正化に対しては、現在ふれあいセンター活用されている方で、見直しによりお金を取り出すと一律に網を被せるのではなく、本当にそれが払えないグループ、だけどそのような場所がほしいという人達に対しては手厚く保護しながら、取れるところからは取っていくというように当然すべきだと私は思います。4の町有財産の有効活用に関しては、先ほども言いましたように未利用、低利用ときちっと規定しています。どこでもと言っている訳ではありません。したがってそのようなものを有効的に活用することは大切ですが、島本町の中に町の財産でないものも含まれています。第二中学校の前の土地は確か町有財産ではないと思います。あの場所はかなり広い土地

があります。バックが崖のため活用が難しいのですが、あれは緊急対策としての国交省の土地だと思えます。そのようなことで開発されているのですが、現在の状況ではあの土地がその必要性に迫られている土地とは到底思えません。そういった土地もありますので、そのようなところを有効に活用していくことは必要だろうと私は考えています。

委員

おっしゃった意見は理論的には非常に正しいですし、現実問題としてはそうだと思いますけれども、苦しい時に手放す土地というものは有効的に活用できない可能性があり、何も売ってはいけないと言っている訳ではありません。つまり、全ての公共施設を総合的に俯瞰的にきっちり見直してどこを売るのかという総合的なプランなしに、ケースバイケース、これは申し訳ないですけれども、言い方を変えると場当たりのなのですね。そういう売却の仕方をして借金の穴埋めをするということに関して、私は反対です。何度も申し上げますように島本町の財政力は決して悪くない、自主財源の比率も他市に比べて特別に低い訳ではない、そのように説明を何度も受けております。要は経常収支比率の数字が悪いのはマネジメントのところの問題がある訳です。そこをきっちり見てから、現状の全ての公共施設、住民ホールを廃止しようかということになっている訳です。なぜ廃止するのか、なぜそういうようなことになったのか、ふれあいセンターは大丈夫なのか、そして学校の老朽化はどうか、そして一部では統廃合も含めて施設の見直しの声が上がっています。どこに学校を持って行き、どこに役場があったら魅力的なのか、そういった総合的な計画なしに遊休地を手放すのは危険ですと申し上げたいのです。その総合計画なしに、今、非常に厳しいので土地、この土地というのは町有地に関しては住民の財産、それを手放すということは非常に慎重に考えなければならないという思いを述べさせていただきました。一方で、人口を増やす、税収をアップする、それは今の社会情勢では非常に厳しいハードルだということ、決められた一定の中で人口はこれ以上増えない、都市間競争には勝たなければならないけれども、増やすという感覚から脱却していかに住民の幸福度を優先させていくかということを考えた時に、公共施設のあり方、教育施設のあり方、これは最重要課題になります。緑の保全もそうです。そう言った時に、今手放すのではなくて、一度立ち止まって、全部を見直して計画的に見て、さあどこを売るのかという、そのステップを踏まないともったいないことになりますということが申し上げたかった、以上です。

事務局

この町有財産の有効活用ということで、様々なご意見をいただきました。現在、町が保有しています遊休地、未利用地等がありますが、厳しい財政状況の中で、まず貸し付けをして収入を得るということも一つの自主財源の確保の手段です。先ほど苦しい財政の中で無計画に売るという考え方についてのご指摘がありましたが、そういうことではなく、例えば、元々町にあるそのような土地で初期の目的を達成した土地、目的を達成するであろうという予定の土地については、町の計画に沿っ

て有効活用することによって、地域の活性化や賑わいのような要素を取り入れられるような土地利用を推進していく必要があるのではないかと、ここで活用方法についても検討しながら、全く無計画に売るのではなく、確かに自主財源の確保の大きな手段ではありますが、何でもかんでも今ある土地を売ってしまうということではなく、町が借りている土地もありますので、そのようなことも含めて、そこで利用できるのであれば利用したらよいと思いますし、利用できない土地については町の計画に沿った有効活用が必要ではないかということで、そのような活用方法についての検討についてここで明記をさせていただいたということです。

会 長 今の4番の問題ですが、ご指摘はよくわかりますが、公共施設全般の話と町有財産としての土地の話が少し未分化な議論になっているようです。ここでは恐らく意図としては、未利用地、低利用の土地に関してのみ表現されているはずですので、もし公共施設全般の計画的、総合的な利用の話が入れるのであれば入れておいても良いのですが、主旨はあくまでも公共施設全般の話ではないと思いますので、このままで良いのではないかという意見もありましたが、どうでしょうか。

委 員 明確にするためには、財産というところを普通財産と記載してはどうでしょうか。

会 長 先ほどの話では町営住宅に関しては行革プランでも検討があった訳ですので、いずれにしても無計画に売却することは決してないということですので、いかがでしょうか。もう少し検討ということでもよろしいでしょうか。

委 員 記述がどうこういうことはないと思いますので、原案に賛成かどうか聞かれたらどうでしょうか。

委 員 「有効活用に努め、未利用または」と続いています、「努める」で一度切って「未利用または」としてはどうでしょうか。この町有財産の有効活用というのは売却を念頭に置いたものではないと思いますので、ですので一旦切ってその後に「未利用又は低利用の財産については」として表現しておいた方が、表現だけの問題でどちらするかというようなものですが、そのようなことから一旦切るということも一つの手ではないかと思います。ここで云わんとすることは町が持っているものの活用ということだと思います。無いものは勝手にできないので、せっかく持っているもので、持っているものをどう活用するかですので、そういうことでここで切ったような表現にしておいた方が私は良いのではないかと思います。

会 長 途中で切った方がより主旨が明確になるということはあると思いますが、それも含めて基本的にこのままで良いとお考えの方、挙手をお願いします。

—挙手多数—

ありがとうございました。圧倒的多数で基本的にはこのままで良いというこ

とですので、そのようにさせていただきたいと思います。

委員 ③の健全な財政運営ですが、その中で「優先度や費用対効果、住民満足度を重視した」とありますが、この住民満足度はどのように推し量っていくのか少し説明をお願いします。

担当課 住民満足度ということですが、先ほども指摘があったように、既に島本町だけでなく日本全体が少子高齢化時代に突入しています。今回お示ししています関連データ集の31ページでも65歳以上の人口と高齢化率の推移をお示ししています。その中で平成17年は高齢化率が16.5パーセント、平成21年度ではそれが20.2パーセントというかたちで、島本町の人口構造から見てもこの率が上がっていくことはまず間違いないと思います。そのような中で、行政が行うサービスとして住民の方が満足していただける部分は、現在取り組みを始めようとしているひとり暮らしの年長者への対応や移送サービス、障害者の方の支援サービスなど時代にマッチしたニーズに応えるということで捉えております。それをどう量るのかまで具体的に明記していませんが、これまでと違う人口構造になってくることに的確に行政としても反応し、住民満足度の向上に努めるということが非常に大事になると考えています。

委員 もっと広い意味での住民満足度かと思っていたのですが、高齢の方の満足度が云々ということで、昨今、住民委員会でも話題になっているのですが、池田市や名古屋市がある一定枠を地域住民が予算を立て、それを申請することで採用して身近な問題を解決していくということが取り上げられていますが、そのようなものと言っておられるのかと思ったのです。ただ、今の説明では全般ではないようで、この文章からすると全般にわたっているように思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 住民満足度についてですが、住民満足度という言葉そのものはかなり前になりますが、三重県の北川知事が三重県で行政評価を全国に先駆けてやられたと思います。その時に住民満足度の向上を目指すための一つの手法として、行政評価を全国に先駆けて取り入れられたという経過があったと記憶しています。その意味では行政全般の問題になってきますので、住民ニーズは年代や地域によって様々なニーズがあると思いますので、それに沿ってきめ細かな施策を推進するために地域ニーズを的確に把握するための一つの手法としてアンケートをとったり、地域で意見を聴くということもありますし、また、先ほども住民委員会のお話がありましたが住民委員会からいろいろな提言をいただき、それを行政に反映させていくというシステムづくりが必要ということでそのような取り組みをさせていただいていますが、ここで言う住民満足度とは広く全般に住民のニーズを的確に把握して、それをできるだけきめ細かな施策として、実施していくためのツールとして、いろいろな計画をつくってそれを進めていくということですので、広く全般的な住民意識、住民ニーズの向上のための一つの手法としてどのようなものがあるのかということ、今後も

的確に捉まえていく必要があるという意味合いで表現させていただいています。具体的に今後も施策を進めていく中でこのような審議会ですとかいろいろな貴重なご意見もいただいていますし、それを具体的に取り入れるにあたっては、いろいろな手法を今後も検討していきたいと考えています。

委員 小さいことで申し訳ありませんが、62 ページの3番の民間活力の活用のところの「P F I などの手法により」という部分は何か他の表現ができないのでしょうか。私はわからないのですが、皆さんはご存じなのでしょうか。

事務局 ご指摘の P F I ですが、なかなか一般的ではないのですが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律というものがあまして、これは11年ほど前に施行されたのですが、その時に P F I 法というかたちで、民間の資金やノウハウを活用して行政に取り入れていくというシステムです。少しわかりづらい部分もありますので表現については工夫させていただきたいと考えています。

会長 用語集のようなものを作っておく必要があるかもしれません。今の住民満足度もどちらかといえば行政用語ですので、行政用語そのままではなく、どこかで言葉の説明をするというのが一番簡単でよいかもしれません。他にいかがですか。

委員 第三次の総合計画の中に人口のことがふれられており、グラフとして表現されていますが、実際の島本町の人口構成がどうなっているか、イメージがよくわかりません。例えば人口ピラミッドであれば経年的にどう変化していつているということ、島本町の人口構成は日本全体の人口構成と比べてどうなのかということがある程度イメージできるのですが、折れ線グラフではなかなかわかりづらいのですが、いかがでしょうか。このデータ集のグラフを見ると高齢者が膨らんで若い人が減っていることになっていると思いますが、この10年ぐらいどのように推移しているのかということです。残念なことにこの前回の第三次島本町総合計画のグラフには記載のミスがあり、このあたりも十分に気をつけていただきたいと思います。15ページのグラフは明らかに凡例が間違っていますのと、次のページの産業就業者の推移のグラフも全然違って、1次産業の就業者が年々増えています。印刷される際には注意されたいと思います。島本町の人口構成は日本全体の平均的なピラミッドと考えてよいのでしょうか。

担当課 人口構成についてですが、今年国勢調査があります。今島本町で一番多い人口は60歳を超えています。その次の山が恐らく32歳程度だったと思います。泉南では関空ができた関係で住宅開発がありましたが、あちらでも同じような形になっています。

事務局 ご指摘の第三次の総合計画のグラフですが、凡例が逆になってしましてシールを貼らせていただいています。最終校正で業者が間違えられたようで、シールを貼らせていただいで対応しています。今回の第四次ではそのようなことがないようにしたいと思います。凡例の色が逆転しておりまして申し訳ありません。

会長 他にいかがでしょうか。時間も経過しましたのでなければこのあたりにしたいと思います。これですべての章が終了しましたので、案件1については以上とします。

事務局 長時間にわたりありがとうございました。本日で最終章のご審議をいただき、1章から6章までは各部会でご審議いただき、修正案も確認いただき、文言の修正が終わっています。7章については前回と今回でご審議いただき、修正案について次回に確認していただきます。1章から6章の文言の整理もまとめておりますので、事前にお配りし意見があればその時に調整していただくことを考えております。

↓次回日程の調整結果

10月14日（月）午後2：00～

会長 以上をもって今回の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

以上